

第21節 行方不明者の捜索、処理及び埋葬計画

第1項 災害救助法に基づく措置

第1項 災害救助法に基づく措置

《 基本方針 》

災害による行方不明者、死亡者の遺体を判明しないまま放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期に民心の安定を図るうえからも早急に実施する必要があるため、関係機関、団体と緊密な連絡をとり迅速に実施する。

1. 対象者

《行方不明者の捜索及び収容埋葬対象者》

- ア. 行方不明の状態にある者で、周囲の状態から既に死亡していると推測される者
- イ. 死亡と確認された者

2. 行方不明者の捜索

“災害救助班”が主体となり、捜索部隊を編成し、県、警察、消防、自衛隊等関係機関の応援を得て実施する。第3章第13節「公安警備・救出計画」に準ずる。

3. 遺体の処理

(1) 遺体の見分

災害の際死亡した者については、警察官が遺体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）の規定による見分を行い、遺体見分調書（戸籍法（昭和22年法律第224号）第92条に該当する場合は検視調書）を作成して当該遺体を遺族または市長に引き渡す。

(2) 遺体の処理

“環境班”が主体となり、県・警察等関係機関の応援を得て実施する。

災害の際死亡した者については、その遺族が混乱期のため遺体識別等の措置、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合にこれらの措置を行う。

(3) 処理の方法

- 1) 遺体について医師による死因、その他医学的検査を実施する。
- 2) 救助の実施機関である知事または市長（補助または知事により救助事務を行うこととされた場合。）が遺体の一時保存のための施設、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案等について現物給付により実施する。
- 3) 遺族が遺体の処理を行う場合は、遺体の処理に伴う薬品、消毒剤等の現物を支給する。

(4) 検視及び医学的検査を終了した遺体について、おおむね次により処理する。

- 1) 遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

- 2) 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、または死亡者が多数のため短時間に埋葬できない場合においては、遺体を特定の場所に集め、埋葬等の処置をするまで一時的に市が指定する遺体収容施設に保存する。

《遺体の処理方法》

- ア. 検視
- イ. 遺体の洗浄、縫合、消毒等
- ウ. 遺体の一時保存
- エ. 検案

- ※ イ. ～エ. は、遺族ができないときに市で実施
- ※ 身元を判別し得ない遺体、または短期間に埋火葬することが困難な場合にはそのまま一時保存する。

(5) 遺体収容所の設置とその活動

1) 遺体収容所の設置に関する事前準備

遺体収容所の設置等に関し、次の事項について、あらかじめ、県、警察署及び関係機関と協議し、条件整備に努める。

- ア. 遺体収容所の管理者の指示等、管理全般に関する事項
 - イ. 遺体の搜索及び遺体収容所までの遺体搬送に関する事項
 - ウ. 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
 - エ. 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項
- 2) 遺体を一時的に保存する施設として、災害発生箇所、災害の規模等により、当該災害時に使用しない指定避難所を、遺体収容施設として開設する。

(6) 身元不明の遺体に対する措置

漂流遺体等で身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定によって処理する。

4. 救助法適用期間

《行方不明者の搜索及び埋葬の期間》

ア. 遺体の搜索	災害発生の日から10日以内（ただし、現に遺体を搜索する必要がある場合は、厚生労働大臣の承認により期間の延長あり。）
イ. 処理	
ウ. 埋葬	

5. 遺体の収容埋葬

(1) 実施者

“環境班”が主体となり、県、警察等関係機関の応援を得て実施する。

(2) 遺体の埋葬方法

- ア. 被災地域以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人として取り扱う。
- イ. 身元不明の遺体については、警察、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。
- ウ. 死亡者が多数のため、市内の遺体搬送車及び火葬場に対応できない場合、近隣市町への協力要請により広域的に必要な数の確保を図る。

《遺体の埋葬方法》

実施する場合	方 法
ア. 災害時の混乱の際に死亡した者	ア. 原則として火葬とする。
イ. 災害のため埋葬を行うことが困難な者	イ. 埋葬、納骨に必要な物資等は現物支給
ウ. 緊急に避難を要するため、遺族が時間的にも労力的にも埋葬を行うことが困難な者	
エ. 墓地または火葬場が浸水または流失し、個人の力では埋火葬を行うことが困難な者	

(火葬場で処理できない場合には隣接市町の協力を得る。)

(3) 車両、必要資材の確保

収容埋葬に必要な車両、資材は、市内関係業者の協力を得て、“環境班”、消防署、保健福祉環境事務所等で確保する。

《遺体収容埋葬資材》

必 要 資 材	所 管
非常用担架	消防署
遺体安置用シート、棺、骨壺	環境班
遺体消毒用品	病院 保健福祉環境事務所

(4) 火葬処理施設

施 設 名	所 在 地	炉数	T E L
筑慈苑	大字山家 3745-1	12	092-926-1892